

## ○鎌倉市一般競争入札執行取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号。以下「規則」という。）に基づき、鎌倉市が行う工事及びこれに附属する委託（以下「工事等」という。）に係る一般競争入札を適切かつ厳正に執行するための必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この基準は、かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う入札により契約を締結するものに適用する。

### (入札参加資格)

第3条 入札に参加する者は、次の各号に掲げる資格を有する者でなければならない。

- (1) 当該入札の公告日現在において、本市の入札参加資格を有し、かつ、入札案件ごとに指定された営業種目及び細目の登録を認められている者
- (2) 入札案件ごとに指定された営業種目における、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査結果の通知を受けている者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと。
- (4) 建設業法第28条に定める指示、又は営業停止を受けていない者
- (5) 規則第20条第1項各号に掲げる者であること。
- (6) 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていない者
- (7) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当しない者
- (8) 対象工事に建設業法第26条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できる者
- (9) 当該入札の公告日から過去2年以内に、銀行取引停止処分を受けていない者。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度本市の入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (10) 当該入札の公告日から過去6箇月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出していない者。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度本市の入札参加資格を有することとなった者を除く。

### (入札参加条件)

第4条 前条に規定する入札参加資格のほか、発注する工事等の内容により、入札参加条件を別に設定することができる。ただし、入札参加条件を設定する場合には、次の各号に掲げる内容を考慮しなければならない。

- (1) 当該工事等の内容及び額に応じた競争性、公正性の確保
- (2) 当該工事等の施工についての技術的適否
- (3) 工事等の発注状況及び発注予定
- (4) 市内業者の保護育成

2 再度の入札公告における条件設定については、当初の入札公告において設定した条件を基に、調査・分析

結果を参考に設定しなければならない。

3 第1項第4号に規定する市内業者は、市内に本社（本店）がある者及び受任者を設定している者として、競争入札参加資格者名簿に登載された者とする。

（競争入札参加資格者数）

第5条 工事等の入札における公告日現在の競争入札参加資格者数が、4者以上の場合には市内発注とし、これに満たない場合は県内発注とする。

（入札参加資格の喪失）

第6条 入札参加の申込みをした者が、第3条又は第4条の各号に規定する資格又は条件等のいずれかを備えなくなった場合は、その者の行った入札は無効とする。

（公告）

第7条 地方自治法施行令第167条の6の規定による一般競争入札の公告は、規則第23条第2項の規定に基づく事項を、契約検査課が設置する掲示場及び電子入札システムの入札情報サービスシステムに掲示することとする。

（現場説明書）

第8条 現場説明は行わず、現場説明書での対応とする。

（委任）

第9条 第3条に規定する入札参加資格、第4条に規定する入札参加条件及びこの基準に定めのない事項については、鎌倉市入札条件等審査委員会の審議及び協議により決定する。

（準用）

第10条 電子入札システムを利用しない一般競争入札については、第3条、第4条、第5条、第6条及び第8条の規定を準用することができる。

付 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成18年6月12日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この基準は、平成19年4月25日から施行する。

(適用)

2 改正後の第2条の規定は、施行日以後に実施する入札から適用する。

付 則

この基準は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年3月15日から施行する。

付 則

この基準は、平成24年1月20日から施行する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。